

(写)

4大監発第10347号
令和5年4月11日

大田区長
大田区議会議長
大田区教育委員会
大田区選挙管理委員会

} 様

大田区監査委員 河野秀夫
大田区監査委員 鳥海伸彦
大田区監査委員 塩野目正樹
大田区監査委員 田島和雄

令和4年度後期定期監査及び財政援助団体等
監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、速やかにその内容を通知願います。

監査委員において、措置状況の通知を受けたときは、大田区監査基準第19条第2項の規定に基づき、是正改善はもとより、再発防止の観点から措置状況を確認します。

令和4年度
(2022年度)

大田区後期定期監査及び
財政援助団体等監査報告書

大田区監査委員

目 次

第1	監査日程	1
1	後期定期監査実施期間	1
2	部局ヒアリング	1
3	部局講評	1
第2	監査の対象	1
1	定期監査	1
2	財政援助団体等監査	2
3	監査実施数	4
第3	監査の方法	5
1	定期監査	5
2	財政援助団体等監査	5
第4	監査の結果	5
1	指摘、意見・要望事項	7
(1)	企画経営部	7
(2)	総務部	7
(3)	地域力推進部	8
(4)	スポーツ・文化・国際都市部	10
(5)	区民部	10
(6)	産業経済部	11
(7)	福祉部	11
(8)	健康政策部	14
(9)	まちづくり推進部	14
(10)	鉄道・都市づくり部	15
(11)	空港まちづくり本部	15
(12)	都市基盤整備部	15
(13)	環境清掃部	16
(14)	会計管理室	17
(15)	選挙管理委員会事務局	17
(16)	議会事務局	18
(17)	監査事務局	18
(18)	財政援助団体等	18
2	重点事項から見た課題	19
第5	適正な事務の執行に向けて	19
1	リスクに着目した取組み	19
2	内部統制の推進	20

第1 監査日程

1 後期定期監査実施期間

令和4年10月1日（土）から令和5年3月31日（金）まで

2 部局ヒアリング

(1) 第1回 令和4年10月17日（月）

企画経営部、総務部、地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部、福祉部

(2) 第2回 ①令和5年1月5日（木）・②令和5年1月6日（金）

① 区民部、産業経済部、健康政策部、環境清掃部、会計管理室、選挙管理委員会事務局

② まちづくり推進部、鉄道・都市づくり部、空港まちづくり本部、都市基盤整備部、議会事務局、監査事務局

3 部局講評

(1) 第1回 令和5年1月11日（水）

企画経営部、総務部、地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部、福祉部

(2) 第2回 令和5年3月3日（金）

区民部、産業経済部、健康政策部、まちづくり推進部、鉄道・都市づくり部、空港まちづくり本部、都市基盤整備部、環境清掃部、会計管理室、選挙管理委員会事務局、議会事務局、監査事務局

第2 監査の対象

1 定期監査

(1) 企画経営部

企画課、財政課、広聴広報課、情報政策課、施設整備課、施設保全課

(2) 総務部

総務課、人権・男女平等推進課、人事課、経理管財課、防災危機管理課

(3) 地域力推進部

地域力推進課（区民活動支援施設蒲田を含む）、大森東特別出張所、馬込特別出張所（ライフコミュニティ西馬込を含む）、池上特別出張所（池上会館を含む）、新井宿特別出張所（新井宿会館、山王会館を含む）、田園調布特別出張所、久が原特別出張所、雪谷文化センター、千束特別出張所、石川町文化センター、糀谷特別出張所、萩中文化センター（萩中集会所を含む）、六郷文化センター、矢口特別出張所（矢口区民センターを含む）、蒲田東特別出張所（北蒲広場を含む）

(4) スポーツ・文化・国際都市部

スポーツ推進課、文化振興課、国際都市・多文化共生推進課（おおた国際交流センターを含む）

- (5) 区民部
戸籍住民課、課税課、納税課、国保年金課
- (6) 産業経済部
産業振興課、観光課
- (7) 福祉部
福祉管理課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、大森地域福祉課、調布地域福祉課、蒲田地域福祉課、糀谷・羽田地域福祉課、大森生活福祉課、調布生活福祉課、蒲田生活福祉課、糀谷・羽田生活福祉課、志茂田福祉センター、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター（こども発達センターわかばの家を含む）
- (8) 健康政策部
健康医療政策課、感染症対策課、生活衛生課、健康づくり課、大森地域健康課、調布地域健康課、蒲田地域健康課、糀谷・羽田地域健康課
- (9) まちづくり推進部
都市計画課、防災まちづくり課、用地課、建築調整課、建築審査課
- (10) 鉄道・都市づくり部
鉄道・都市づくり課
- (11) 空港まちづくり本部
空港まちづくり課
- (12) 都市基盤整備部
都市基盤管理課、道路課、公園課、建設工事課、地域基盤整備第一課、地域基盤整備第二課、地域基盤整備第三課
- (13) 環境清掃部
環境計画課、環境対策課、清掃事業課、大森清掃事務所、蒲田清掃事務所
- (14) 会計管理室
- (15) 選挙管理委員会事務局
- (16) 議会事務局
- (17) 監査事務局

2 財政援助団体等監査

- (1) 補助金の交付団体（4か所）
 - ① 大田区職員文化会 (所管部課 総務部人事課)
 - ② 社会福祉法人 大田区社会福祉協議会 (所管部課 福祉部福祉管理課)
 - ③ 公益社団法人 大田区シルバー人材センター
(所管部課 福祉部高齢福祉課)
 - ④ 社会福祉法人 池上長寿園「養護老人ホーム池上長寿園」
(所管部課 福祉部蒲田地域福祉課)

- (2) 出資団体 (1 か所)
- ① 一般財団法人 大田区環境公社 (所管部課 環境清掃部環境計画課)
- (3) 出資及び補助金の交付団体 (5 か所)
- ① 大田区土地開発公社 (所管部課 総務部経理管財課)
- ② 公益財団法人 大田区スポーツ協会
(所管部課 スポーツ・文化・国際都市部スポーツ推進課)
- ③ 公益財団法人 大田区文化振興協会 (指定管理者本部監査を含む)
(所管部課 スポーツ・文化・国際都市部文化振興課)
- ④ 一般財団法人 国際都市おおた協会
(所管部課 スポーツ・文化・国際都市部国際都市・多文化共生推進課)
- ⑤ 公益財団法人 大田区産業振興協会
(所管部課 産業経済部産業振興課)
- (4) 公の施設の指定管理者 (9 か所)
- ① 特定非営利活動法人 男女共同参画おおた
(所管部課 総務部人権・男女平等推進課)
指定管理の施設 [大田区立男女平等推進センター]
- ② 株式会社 信州東御市振興公社
(所管部課 地域力推進部地域力推進課)
指定管理の施設 [大田区休養村とうぶ]
- ③ 公益財団法人 大田区文化振興協会
(所管部課 スポーツ・文化・国際都市部文化振興課)
指定管理の施設 [大田区民ホール]
- ④ 公益財団法人 大田区文化振興協会
(所管部課 スポーツ・文化・国際都市部文化振興課)
指定管理の施設 [龍子記念館]
- ⑤ 野村不動産パートナーズ 株式会社
(所管部課 産業経済部産業振興課)
指定管理の施設 [大田区立下丸子テンポラリー工場、本羽田二丁目
工場アパート、同第2工場アパート]
- ⑥ 野村不動産パートナーズ 株式会社
(所管部課 産業経済部産業振興課)
指定管理の施設 [大田区中小企業者賃貸住宅]
- ⑦ 社会福祉法人 池上長寿園 (所管部課 福祉部介護保険課)
指定管理者本部監査
- ⑧ 社会福祉法人 池上長寿園 (所管部課 福祉部介護保険課)
指定管理の施設 [特別養護老人ホーム糎谷]
- ⑨ 株式会社 協栄 (所管部課 都市基盤整備部公園課)
指定管理の施設 [大田区立萩中公園水泳場]

3 監査実施数

監査対象部局のうち、今回、監査を行った実施数は次に掲げるとおりである。

監査対象部局	監査種別	監査実施数
企画経営部	定期監査	6
総務部	定期監査	5
	財政援助団体等監査	3
地域力推進部	定期監査	15
	財政援助団体等監査	1
スポーツ・文化・国際都市部	定期監査	3
	財政援助団体等監査	5
区民部	定期監査	4
産業経済部	定期監査	2
	財政援助団体等監査	3
福祉部	定期監査	15
	財政援助団体等監査	5
健康政策部	定期監査	8
まちづくり推進部	定期監査	5
鉄道・都市づくり部	定期監査	1
空港まちづくり本部	定期監査	1
都市基盤整備部	定期監査	7
	財政援助団体等監査	1
環境清掃部	定期監査	5
	財政援助団体等監査	1
会計管理室	定期監査	1
選挙管理委員会事務局	定期監査	1
議会事務局	定期監査	1
監査事務局	定期監査	1
合 計		100

第3 監査の方法

1 定期監査

地方自治法第199条第1項の規定に基づき、区の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理につき合规性、正確性はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し監査を実施した。

また、今年度は「重点事項」を下記のとおり各部に設定し、監査を実施した。

- (1) 備品に関する監査（全部局）
- (2) 請書兼請求書（随意契約）に関する監査（全部局）
- (3) キャッシュレス決済に関する監査（該当の監査対象所属）

2 財政援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付団体、出資団体及び公の施設の指定管理者に対し実施した。

第4 監査の結果

部局ごとの指摘及び意見・要望事項の件数は、6ページ【令和4年度後期定期監査結果総括表】のとおりであり、各事例については7ページ以降に記載した。なお、後期定期監査実施期間外に行った産業経済部及び健康政策部の補助金に関する監査の結果の講評は、後期定期監査の部局講評で行った。

監査の結果は、財務等に関する事務の指摘及び意見・要望事項としたものを除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

監査の過程において、口頭で注意した事項についても速やかに対応されたい。

【令和4年度 後期定期監査結果総括表】

監査対象部局名称 ()は監査実施数	区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	合計
		収入	契約	支出	帳簿	物品	サービス	その他	財援団体	
企画経営部(6)	指摘事項			1				1		2
	意見・要望		1				2			3
総務部(8)	指摘事項									0
	意見・要望		1	1			2	2		6
地域力推進部(16)	指摘事項		3		4	1				8
	意見・要望	2			2	2	5	1		12
スポーツ・文化・国際都市部(8)	指摘事項				2	1				3
	意見・要望								1	1
区民部(4)	指摘事項	1			1					2
	意見・要望						1			1
産業経済部(5)	指摘事項				1					1
	意見・要望	2				1		1		4
福祉部(20)	指摘事項		1	1	1	3		4		10
	意見・要望	1	1	1	3	3	7	1	2	19
健康政策部(8)	指摘事項		2							2
	意見・要望		1				6			7
まちづくり推進部(5)	指摘事項									0
	意見・要望						1			1
鉄道・都市づくり部(1)	指摘事項									0
	意見・要望									0
空港まちづくり本部(1)	指摘事項									0
	意見・要望									0
都市基盤整備部(8)	指摘事項	1			1	1				3
	意見・要望		3				4	3		10
環境清掃部(6)	指摘事項		4			1				5
	意見・要望		1				2	2		5
会計管理室(1)	指摘事項									0
	意見・要望									0
選挙管理委員会事務局(1)	指摘事項			1						1
	意見・要望		1							1
議会事務局(1)	指摘事項		1			1				2
	意見・要望							1		1
監査事務局(1)	指摘事項									0
	意見・要望									0
計	指摘事項	2	11	3	10	8	0	5	0	39
	意見・要望	5	9	2	5	6	30	11	3	71
合計(100箇所)		7	20	5	15	14	30	16	3	110
構成比(%)		6.4%	18.2%	4.5%	13.6%	12.7%	27.3%	14.5%	2.7%	100%

参考

【令和4年度 前期定期監査結果総括表】

監査対象部局名称 ()は監査実施数	区分	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	合計
		収入	契約	支出	帳簿	物品	サービス	その他	財援団体	
こども家庭部(18)	指摘事項		1			1				2
	意見・要望	1			1		6			8
教育総務部(46)	指摘事項		10		2	29		1		42
	意見・要望	1	6			2	12	6		27
計	指摘事項	0	11	0	2	30	0	1	0	44
	意見・要望	2	6	0	1	2	18	6	0	35
合計(64箇所)		2	17	0	3	32	18	7	0	79
構成比(%)		2.5%	21.5%	0.0%	3.8%	40.5%	22.8%	8.9%	0.0%	100%

1 指摘、意見・要望事項

(1) 企画経営部

【指摘事項2、意見・要望事項3】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

a 保守委託の支払いにおいて、仕様書では毎月払いとしているが、一度も支払いがされていなかった。契約事務規則等に基づき適正に処理されたい。 <財政課>

b 令和3年度の契約業者から提出された報告等のつづりを令和4年度の契約業者に貸出しをしていた。公文書管理及び情報セキュリティの観点から適正な事務を行われたい。 <施設整備課>

(イ) 意見・要望事項

a 消耗品の購入契約において、起案内容と契約内容が相違していた。文書管理規程等に基づき適正な事務を行われたい。 <企画課>

イ 服務・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 <広聴広報課><施設保全課>

(2) 総務部

【指摘事項なし、意見・要望事項6】

ア 財務等に関する監査

(ア) 意見・要望事項

a 令和3、4年度の新聞折り込み業務委託及び広報スタンド差し込み業務委託契約において、契約書に契約担当者の課長氏名が記載されていなかった。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。

<人権・男女平等推進課>

b 資金前渡受者が管理する現金の保管については、会計事務規則第79条において1万円未満と規定されており、この額を超える場合は事前に収支命令者の決定が必要となる。しかしながら、令和3年度は収支命令者の決定がされていないにもかかわらず1万円以上の現金を、令和4年度は収支命令者が決定した額を超えた現金を、それぞれ保管していた。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <総務課>

c 金銭出納員領収印の印影が印影簿に保存されていなかった。公印規則第7条に基づき適正に処理されたい。

<人権・男女平等推進課><経理管財課>

イ サービス・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

- a 令和4年4月から、巡視等の出勤簿（紙ベース）に「週休日」の表示がされていない。職員出勤等記録及び出勤簿整理規程等に基づき適正に処理されたい。 <総務課>
- b 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 <経理管財課>

(3) 地域力推進部

【指摘事項8、意見・要望事項12】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

- a 消火器交換業務について、事案決定（契約）前に発注されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <新井宿特別出張所>
- b 消耗品の購入について、事案決定（契約）前に発注・納品されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <六郷文化センター>
- c 契約事務規則第4条により、予定金額50万円以下の委託・役務関係の契約は各課長に契約事務が委任されているが、役務の契約において、同一業者と分割して随意契約していた。これらの契約は本来一括して経理管財課に契約締結請求すべきである。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <蒲田東特別出張所>
- d 資金前渡受者用現金出納簿において、出納整理期間中の令和3年度の受払いが令和4年度の帳簿に記載されていた。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 <地域力推進課>
- e 令和4年度前渡金（駐車料金及びガソリン代）について、私金からの立替払いが行われていた。現金は安全・確実に管理する必要があり、公金の取扱いに私金の立替えがあってはならない。公金管理のルールを徹底するとともに会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <地域力推進課>
- f 監査当日、監査対象書類の準備がされていない。監査対象書類及び監査対象期間は事前に通知しているところである。監査に際して、必要書類の準備を行われたい。 <田園調布特別出張所>

g 令和4年度金銭出納員用現金出納簿において、収納金の受払いに記載も
れがあった。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。

〈矢口特別出張所〉

h 指定管理施設の備品の廃棄に伴う廃棄手続きを行っていなかった。備品
は公金が形を変えたものであり区の財産として適正に管理することが必要
である。物品管理規則第32条に基づき適正に処理されたい。

〈地域力推進課〉

(イ) 意見・要望事項

a 収納事務受託者が収納している山王会館の使用料について、業務委託契
約書とは異なる払込みをしていた。契約書に基づき適正に処理されたい。

〈新井宿特別出張所〉

b 萩中集会所の温水シャワー代の調定起案が1か月まとめて行われていた。
会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。

〈萩中文化センター〉

c 令和3年度金銭出納員用現金出納簿において、金銭出納員の異動に伴う
事務引継ぎが行われていなかった。会計事務規則等に基づき適正に処理さ
れたい。

〈池上特別出張所〉

d 金銭出納員用現金出納簿において、窓口収納金の令和3年度から4年度
への繰越しの科目及び金額に誤りがあった。会計事務規則等に基づき適正
に処理されたい。

〈池上特別出張所〉

e 新たに購入した備品について、財務会計システムに重要物品で登録すべ
きところ一般の備品で登録手続きが行われていた。物品管理規則第17条
に基づき適正に処理されたい。

〈地域力推進課〉

f 令和4年度の有償頒布物の受払簿が作成されていなかった。物品管理規
則等に基づき適正に処理されたい。

〈矢口特別出張所〉

g 行政財産使用許可の事案決定について、部長が決定する事案を課長が決
定していた。事案決定手続規程等に基づき適正な事務を行われたい。

〈矢口特別出張所〉

イ サービス・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

- a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

〈地域力推進課〉〈馬込特別出張所〉〈新井宿特別出張所〉

〈田園調布特別出張所〉〈矢口特別出張所〉

(4) スポーツ・文化・国際都市部 【指摘事項3、意見・要望事項なし】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

- a 令和4年度前渡金（ガソリン代）について、私金からの立替払いが昨年度に引き続き行われていた。現金は安全・確実に管理する必要があり、公金の取扱いに私金の立替えがあってはならない。公金管理のルールを徹底するとともに会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。

〈文化振興課〉

- b 令和4年度資金前渡受者用現金出納簿において、支払金額及び支払先に誤りがあった。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。

〈文化振興課〉

- c 指定管理施設の備品の廃棄に伴う廃棄手続きを行っていない。備品は公金が形を変えたものであり区の財産として適正に管理することが必要である。物品管理規則第32条に基づき適正に処理されたい。

〈スポーツ推進課〉

イ サービス・給与に関する監査 <指摘事項なし、意見・要望事項なし>

(5) 区民部 【指摘事項2、意見・要望事項1】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

- a 窓口で領収した現金について、収納金日報を作成していなかった。会計事務規則第34条第3項及び第106条等に基づき適正な事務を行われたい。

〈課税課〉

- b 令和4年度の資金前渡受者用現金出納簿の科目口座（国保料還付金）において、金銭出納員の歳入科目のつり銭留置き金から一部支払われていた。金銭出納員のつり銭は、必要と認める現金を留め置いているものであり、その歳入として収納した現金を歳出の前渡金として支払うことはできない。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。

〈国保年金課〉

イ サービス・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

- a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 <納税課>

(6) 産業経済部

【指摘事項 1、意見・要望事項 4】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

- a 令和4年度前渡金（出展料）において私金からの立替払いが行われていた。現金は安全・確実に管理する必要があり、公金の取扱いに私金の立替があってはならない。公金管理のルールを徹底するとともに会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <観光課>

(イ) 意見・要望事項

- a 土地貸付の収入において、納入通知書ではなく納付書で処理していた。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <産業振興課>

- b 大田区観光ガイド広告掲載料の収納において、納入通知書ではなく納付書で処理していた。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <観光課>

- c 令和4年度金券受払簿において、郵券の払出しに記載もれがあり帳簿と保管枚数が一致していなかった。物品管理規則第24条第5項及び金券類受払事務取扱要領に基づき適正に処理されたい。 <観光課>

- d 令和4年度において金銭出納員印及び金銭出納員領収印の印影が、印影簿に保存されていなかった。公印規則第7条に基づき適正に処理されたい。 <観光課>

イ サービス・給与に関する監査

<指摘事項なし、意見・要望事項なし>

(7) 福祉部

【指摘事項 10、意見・要望事項 17】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

- a 大田区福祉人材支援クラウド型eラーニング学習システムの附合契約について、4月に申込みを行い毎月支払っていたが、8か月間eラーニングが実施されていなかった。経済的観点から、事業の進捗状況を見極めた契約をされたい。 <福祉管理課>

- b 令和4年度前渡金（自転車修理代）について、私金からの立替払いが行われていた。現金は安全・確実に管理する必要がある、公金の取扱いに私金の立替えがあってはならない。公金管理のルールを徹底するとともに会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。〈蒲田生活福祉課〉
- c 歳入金を収納及び払込みしているにもかかわらず、金銭出納員用現金出納簿が未作成で適正な現金管理ができていなかった。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。〈大森地域福祉課〉
- d 廃棄手続きを行わずに備品を廃棄していた。備品は公金が形を変えたものであり、区の財産として適正に管理することが必要である。物品管理規則第32条に基づき適正に処理されたい。〈福祉管理課〉〈高齢福祉課〉
- e 令和3年度金券受払簿において、郵券の受欄の記帳の誤りを架空の払欄の記載で調整していた。物品管理規則第24条第5項及び金券類受払事務取扱要領に基づき適正に処理されたい。〈調布生活福祉課〉
- f 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業において、補助対象期間外のサービスに対して費用を負担していた。大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス事業実施要綱第14条に基づき適正に処理されたい。〈大森地域福祉課〉
- g 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業において、令和3年度の利用券で令和4年度のサービスを受け、それに対して費用を負担していた。大田区家族介護者支援ホームヘルプサービス事業実施要綱第14条に基づき適正に処理されたい。〈大森地域福祉課〉
- h 高齢者自立支援住宅改修助成事業で、本人負担額の算定額に誤りがあった。大田区高齢者自立支援住宅改修助成事業実施要領第5条第2項に基づき適正な事務を行われたい。〈調布地域福祉課〉
- i 重度身体障害者(児)等住宅改造相談・助成事業で、利用者負担額の算定額に誤りがあった。大田区重度身体障害者(児)等住宅改造相談・助成事業実施要綱第7条に基づき適正な事務を行われたい。〈調布地域福祉課〉
- (イ) 意見・要望事項
- a シニアステーション東嶺町自動販売機の光熱水費の収入について、事案決定前に調定登録を行い納入通知書を発行していた。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。〈高齢福祉課〉

- b 山王高齢者センターの施設使用料について、契約書と異なる払込みをしていた。契約書に基づき適正な事務を行われたい。 <高齢福祉課>
- c 資金前渡受者が管理する現金の保管については、会計事務規則第 79 条において 1 万円未満と規定されているが、1 万円以上の現金を保管していた。会計事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <大森地域福祉課>
- d 資金前渡受者用現金出納簿において、令和 3 年度分の住民税非課税世帯臨時特別給付金の現金支給分を、令和 4 年度の帳簿に記帳していた。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 <福祉管理課>
- e 令和 4 年度資金前渡受者用現金出納簿において、遡及記帳し、かつ、金銭出納員の歳入金を記帳していた。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 <大森地域福祉課>
- f 令和 4 年度金銭出納員用現金出納簿において、生活保護返納金の払いに記帳誤りがあった。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 <蒲田生活福祉課>
- g 令和 4 年度金券受払簿において、はがきの受払いの記載がもれていた。物品管理規則第 24 条第 5 項及び金券類受払事務取扱要領に基づき適正に処理されたい。 <福祉管理課>
- h 金券受払簿において、タクシー券の受払いの記載がもれており、帳簿と保管枚数が一致していなかった。適正に処理されたい。 <障害福祉課>
- i 収入印紙を購入して使用していたが、金券受払簿へ受払いの記載がもれていた。物品管理規則第 24 条第 5 項及び金券類受払事務取扱要領に基づき適正に処理されたい。 <糀谷・羽田生活福祉課>
- j 令和 3 年度大田区立特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関する協定書第 13 条には、協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めると規定されているが、第三者評価受審施設数の変更について協議の証拠となる文書が作成されていなかった。協定書に基づき適正な事務を行われたい。 <介護保険課>

イ サービス・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

- a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

〈福祉管理課〉〈大森地域福祉課〉〈大森生活福祉課〉
〈調布生活福祉課〉〈蒲田生活福祉課〉〈糎谷・羽田生活福祉課〉
〈上池台障害者福社会館〉

(8) 健康政策部

【指摘事項2、意見・要望事項7】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

- a 消耗品の購入について、契約前に発注・納品がされていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 〈健康医療政策課〉

- b 消耗品の購入について、事案決定（契約）前に発注されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 〈感染症対策課〉

(イ) 意見・要望事項

- a 令和4年度大田区幼児歯科健康診査受診票等の入力業務委託（単価契約）の契約書に契約担当者の氏名の記載がなく押印もされていなかった。契約事務規則等に基づき適正に処理されたい。 〈健康づくり課〉

イ サービス・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

- a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

〈健康医療政策課〉〈感染症対策課〉
〈生活衛生課〉〈調布地域健康課〉

- b 会計年度任用職員の旅費の支給に誤りがあった。会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

〈大森地域健康課〉〈糎谷・羽田地域健康課〉

(9) まちづくり推進部

【指摘事項なし、意見・要望事項1】

ア 財務等に関する監査

〈指摘事項なし、意見・要望事項なし〉

イ サービス・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

- a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 〈建築審査課〉

(10) 鉄道・都市づくり部 【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

(11) 空港まちづくり本部 【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

(12) 都市基盤整備部 【指摘事項3、意見・要望事項10】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

a 令和4年4月1日から令和12年3月31日まで占用許可をしている「入新井西公園（地支線）」占用料の請求が行われていなかった。大田区立公園条例第13条に基づき適正に処理されたい。 <地域基盤整備第一課>

b 令和3年度資金前渡受者用現金出納簿において、出納整理期間中の精算戻入の記載がもれていた。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 <公園課>

c 新たに工事で設置した備品について、財務会計システムにおける登録手続きが行われていなかった。備品は公金が形を変えたものであり区の財産として適正に管理することが必要である。物品管理規則第18条に基づき適正に処理されたい。 <地域基盤整備第一課>

(イ) 意見・要望事項

a 令和4年度南馬込桜並木花見清掃・塵芥処理作業委託について、委託期間は4月1日から4月10日であったが、塵芥処理を4月11日に行っていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <地域基盤整備第一課>

b 有害鳥獣駆除作業（高所作業）の委託契約について、内容が異なる仕様書（工事の標準仕様書）が起案決定及び請書兼請求書に添付されていた。事案決定手続規程及び契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <地域基盤整備第二課>

c 役務の提供に関する契約（50万円超、300万円未満）について、経理管財課長契約とする事案を課長契約としていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <地域基盤整備第三課>

d 研修の受講に係る負担金の支払い（金額20万円以上100万円未満）について、部長が決定する事案を課長が決定していた。事案決定手続規程等に基づき適正な事務を行われたい。 <建設工事課>

e 行政財産目的外使用許可の事案決定について、部長決定とするところを課長決定としていた。事案決定手続規程等に基づき適正な事務を行われたい。 <地域基盤整備第一課>

f 令和4年度において印影簿に金銭出納員領収印の印影が保存されていなかった。公印規則第7条に基づき適正に処理されたい。 <地域基盤整備第三課>

イ サービス・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 <道路課><公園課>
<建設工事課><地域基盤整備第三課>

(13) 環境清掃部

【指摘事項5、意見・要望事項5】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

a 令和3年度の物品の購入において、契約変更を行っており承諾書が添付されていたが、承諾書の日付以降で事案決定が行われていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <蒲田清掃事務所>

b 令和2年度の工事において、事案決定(契約)前に発注・実施されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <蒲田清掃事務所>

c 令和2年度の請負契約において、事案決定(契約)前に発注・実施されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <蒲田清掃事務所>

d 令和2年度の消耗品の購入について、事案決定(契約)前に発注されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <蒲田清掃事務所>

e 廃棄手続きを行わずに重要物品を廃棄していた。備品は公金が形を変えたものであり区の財産として適正に管理することが必要である。物品管理規則第32条に基づき適正に処理されたい。 <環境対策課>

(イ) 意見・要望事項

- a ガソリンの購入契約（単価契約）において、蒲田地区と調布地区がそれぞれ別のガソリンスタンドと契約していたが、契約単価に 30 円以上の乖離があった。経済性の観点から、契約単価を見直されたい。

〈蒲田清掃事務所〉

- b 令和 2 年 4 月 1 日以降、金銭出納員領収印の印影が、印影簿に保存されていなかった。公印規則第 7 条に基づき適正に処理されたい。

〈蒲田清掃事務所〉

- c 令和 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合に支払う光熱水費の負担金について、事案決定の権限が区長から部長に委譲されていたが、課長決定としていた。事案決定手続規程に基づき適正な事務を行われたい。

〈蒲田清掃事務所〉

イ 服務・給与に関する監査

(ア) 意見・要望事項

- a 出張における交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。 〈環境対策課〉〈清掃事業課〉

(14) 会計管理室 【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

(15) 選挙管理委員会事務局 【指摘事項 1、意見・要望事項 1】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

- a 令和 4 年 7 月 20 日に支出の決定をした全国市区選挙管理委員会連合会の分担金について支払いがされていなかった。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。 〈選挙管理委員会事務局〉

(イ) 意見・要望事項

- a 参議院議員選挙における自転車整理員（期日前投票時）業務委託について、自転車整理員指導員日報が提出されていなかった。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 〈選挙管理委員会事務局〉

イ 服務・給与に関する監査 〈指摘事項なし、意見・要望事項なし〉

(16) 議会事務局

【指摘事項 2、意見・要望事項 1】

ア 財務等に関する監査

(ア) 指摘事項

a 消耗品の購入について、事案決定（契約）前に発注されていた。契約事務規則等に基づき適正な事務を行われたい。 <議会事務局>

b 新たに購入した備品について、財務会計システムにおける登録手続きが行われていなかった。備品は公金が形を変えたものであり区の財産として適正に管理することが必要である。物品管理規則第 17 条に基づき適正に処理されたい。 <議会事務局>

(イ) 意見・要望事項

a 令和 4 年度の議会事務局次長印の印影及び令和 2 年度以降の金銭出納員領収印の印影が、印影簿に保存されていなかった。大田区議会公印規程及び公印規則第 7 条に基づき適正に処理されたい。 <議会事務局>

イ 服務・給与に関する監査

<指摘事項なし、意見・要望事項なし>

(17) 監査事務局

【指摘事項なし、意見・要望事項なし】

(18) 財政援助団体等

ア 補助金の交付団体

(ア) 意見・要望事項

a 補助対象経費である職員の出張における交通運賃等の旅費の支給額に誤りがあった。社会福祉法人社会福祉協議会に対する助成に関する条例に基づき適正に処理されたい。 <（社福）大田区社会福祉協議会>

イ 公の施設の指定管理者

(ア) 意見・要望事項

a 大田区民プラザ等管理代行に関する年度協定書に大田区民ホールの修繕工事の記載がもれていた。協定書の締結にあたっては区と指定管理者が齟齬のないよう確認されたい。 [大田区民ホール]

<（公財）大田区文化振興協会>

b 令和 3 年度大田区立特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関する協定書に定める第三者評価受審（9 施設）が 2 施設しか実施されていなかった。協定書に基づき適正な事務を行われたい。

<（社福）池上長寿園>

2 重点事項から見えた課題

後期定期監査では、令和4年度監査基本計画に基づき、各監査対象部局のリスク状況を踏まえ、次の事項について重点的に監査を行なった。

- ・ 備品に関する監査
- ・ 請書兼請求書（随意契約）に関する監査
- ・ キャッシュレス決済に関する監査（該当の監査対象所属）

備品においては、令和3、4年度と会計管理室で備品に関する調査を行っているが、前年度に引き続き、備品の財務会計システムへの登録もれ、廃棄手続きもれが発生していた。備品は公金が形を変えたものであり、区民から信託された区の財産を管理するものであるということを、職員一人ひとりが認識するとともに、再発防止に向け部局として取組まれない。

請書兼請求書（随意契約）においては、事案決定（契約）前の発注や納品のほか、分割して契約が行われていたことが確認された。このうち、複数の課所において、事案決定（契約）前の発注や納品が前回監査から繰り返し行われていた。各部局においては、状況の把握や原因の分析を行い、繰り返さないための組織的な業務遂行の管理体制を整えていただきたい。

キャッシュレス決済においては、収納金が事業者からの入金後、速やかに収納手続きが行われていた部局があった反面、部局内で統一的な取扱いが取られておらず、手続きに日数を要していた課所もあった。収納金の払込みの原則に鑑み、部局においては適切な事務が執り行われるよう対応していただきたい。

その他、業務委託等における履行の確認もれ、現金出納簿や金券受払簿の帳簿類の記帳誤り、私金からの立替払いという過去の監査で指摘した事案が同一の部局内や他部局でも依然として確認されている。

一方で、組織としてエラーの背景や周りとのコミュニケーション等について深く掘り下げ、どこでエラーに気付くか検討し、予防策を講じた結果、改善が確認された部局もあった。

見直しを担当者一人に任せるのではなく、組織として原因の分析を行い、対応策を講じ、統制部局はその情報の共有を図ることで、適正な事務の執行を進めていただきたい。

なお、前回と同様の事案が繰り返し確認された部局について、報告書への記載を今後検討していく。

第5 適正な事務の執行に向けて

1 リスクに着目した取組み

令和4年度後期定期監査では、各課の特定の事業に着目してリスクアプローチ型の監査を実施した。対象とした事業は、毎月の例月出納検査で見える金額の大きな歳入・歳出の動き、令和4年7月末に実施した決算審査のヒアリングから見えた各課の課題、新型コロナウイルス感染症対策の給付金やワクチン接種など緊急に立ち上げた事業、指定管理事業、委託事業、補助金事業など、リ

スクが大きいと思われる事業を対象に実施した。

監査の際には、事業の目的が達成されているか、予算が無駄なく効果的に使われているか、指定管理事業や委託事業は所管がしっかり把握しコントロールしているかなどを区民目線で確認した。

利用実績の少なかった助成事業の利用促進について状況を確認したところ、区報やホームページのほか、事業者への働きかけや関係する他の助成制度と連携して実施するなど様々な取組みを行っていることがわかった。

また、財政援助団体への補助金では、令和3年度第4四半期の支払額より確定後の戻入額の方が多い事業が見受けられ、予算額の精査や年度途中での補助金額の修正が可能な仕組みの検討を提案するなど、今までとは別の視点からの気づきを与えることができた。

各課においては、事務局とやり取りした内容を、事業の振返りや改善に繋げる契機としていただきたい。

その他、指定管理者に対する監査においては、年度協定書の記載内容の不備や事務手続きもれなどが複数確認された。適正な施設管理のためには、制度導入後も引き続き主管課が事業内容に精通し協定内容を十分把握する必要があり、最終的な管理責任は区が負うという当事者意識をもち、指定管理者に対する適切な管理・監督を行っていただきたい。

2 内部統制の推進

今回リスクに着目した監査を行った中で、以下の点について取り組んでいただくよう要望する。

- (1) 内部統制が進捗する中で、各課ではマニュアルが整備されているが、依然として同じ誤りが繰り返されている。そのマニュアルが、リスクを踏まえたマニュアルであるかどうか、見直しをしていただきたい。
- (2) 契約において随意契約となる場合は、その理由を区民に十分説明ができるようにしていただきたい。また、公募型プロポーザル方式により選定する場合は、1者応募のものがあつたため、複数者の応募が来るように、応募資格については工夫をお願いしたい。
- (3) 令和5年10月からスタートするインボイス制度は、区の事業にも影響がある。このような社会制度の変更については、敏感にアンテナを高くし、知識を確実に習得し対応できるようにしていただきたい。

様々な視点からリスクを洗い出し、その対応を予防的に行うことで効率的な事業となる。今後さらに区民から信頼される区政となるよう、各部局においては、監査結果を自らの部局の課所での指摘事項ととらえ、内部統制を進めていただきたい。